

# 大曼荼羅儀軌の再研究

鹽田義遜

法華經の佛教芸術に就てその中心を求むるならば、宝塔品の多宝塔に依る法華變相、即ち法華曼荼羅に置かなければならぬ。法華經学の上からも宝塔は証前起後と呼ばれて、一經の前後迹本二門は宝塔を以て結ばれ、且つ此の宝塔を中心として法華經の佛教芸術が発達したのも所以なきではなからう。彫刻としての多宝塔は中国の雲崗大同の岩窟に見る幾多の多宝塔を始め、大和長谷寺の朱鳥元年の銅板千佛多宝塔、法隆寺夢殿救世觀音の光背刻出の單層宝塔等が挙げられ、若し建築物としては新羅法興王二十七年（AD五四〇）創立の慶尙北道佛国寺の多宝塔、我が大和久米寺の多宝塔を始め幾多の多宝塔があるが、雲崗等に見るものは多く三重層で一定して居らぬが、密教の伝来と共に南天鉄塔の遺構と称せらるゝ覆鉢塔形を模した、今日の多宝塔の如く重層となつたのである。勿論絵画等にもこれを見るが、この面に撰すべきは我が多宝塔を中心とする大曼荼羅を挙げなければならない。而してその矯矢としては、不空の觀智儀軌に見る法華經曼荼羅を挙ぐべきであらう。

これ等に就ては先に大崎学報八二号に「法華曼荼羅と多宝塔」、並に八七号に「兩界の法華曼荼羅に就て」の拙稿に、儀軌乃至両密の法華曼荼羅を以て成熟期、宗祖の大曼荼羅を以て完成期と述べたのであるが、由来儀軌の曼荼羅は法華法の曼荼羅で、儀軌の

若修<sup>二</sup>持妙法蓮華經<sup>一</sup>、若男若女則須<sup>レ</sup>依<sup>下</sup>修<sup>二</sup>真言<sup>一</sup>行<sup>二</sup>密行<sup>一</sup>菩薩道<sup>上</sup> 応当<sup>二</sup>先入<sup>二</sup>大悲胎藏大曼荼羅<sup>一</sup>並見護摩道  
場<sup>一</sup>、滅<sup>中</sup>除身中業障<sup>上</sup>

の文に依り滅罪生善頓証菩提の為に兩部合行を以て法華經を修持し、法華一乘の実義を開顯するを秘旨とする法華法の曼荼羅である。故に頼瑜は薄草子口決第三法華法の条に『今此の經法は兩部不二の法と習ふなり、乃至三經合論して三密の軌則を述ぶる歟』と見ゆる如く、軌中の五相成身の印明は金剛頂經、入佛法界生及び五供の印明は大日經、二聖二天十羅刹の印明は法華經に依るが、曼荼羅相貌の三重坦に就ては静然の行林抄十五に兩部合行に就て『軌意大旨依<sup>二</sup>胎藏<sup>一</sup>歟、而兼亦說<sup>二</sup>五相成身<sup>一</sup>乃至中台尊八葉胎藏界也、多宝塔婆金剛界意也 乃至二佛一佛台界定印、一仏智拳』(七、一七)等と述ぶるに依ても明らかである。若し三重坦は全く兩部の三重坦に依れることも明かである。

何れにせよ儀軌の根拠とする真言の金胎兩部の曼荼羅は、大乘に於ける曼荼羅の中心であり、三部合成と呼ぶる儀軌の曼荼羅は、法華經に依て二佛並座の多宝塔を中台に安じし、文殊、藥王、妙音、常精進、無尺意、觀音、普賢、彌勒を八葉に、迦葉、須菩提、舍利弗、目連を四隅に配した、迹門中心の曼荼羅といふべきであり、この間の消息を論証したのが、智証の兩界和儀並に講演法華儀である。今若し儀軌の曼荼羅を宝塔品の証前起後の中、迹門の証前曼荼羅と見れば、これに対して更に本門の起後曼荼羅を明らかにしたのが、近代或は智証作と称せられる、中古天台の一秘經たる蓮華三昧經である。これに就ては既に一兩密の法華曼荼羅に就て<sup>レ</sup>で詳説した所である。若し要点を示さば三昧經は初の総釈たる、迹門分には塔中の釈迦釋迦を中台、金剛界に類似する阿闍、無量壽、宝性、天鼓音の四佛を四方、胎藏界と同じく彌勒、普賢、文殊、觀音の四菩薩を四維に配し、兩部合様の八尊を八葉に列し。後の別釈たる本門分には、中台に無量壽決定如来(壽量所顯の釋尊の別名?)上行等の本化の四菩薩を四方、彌勒等の迹化の四菩

薩を四維し配して、台密の法華法の曼荼羅は正しく本門所顯の意なるを明にして居る。

かゝる歴史的過程を経て、本門の三大秘法の随一たる本門の本尊としての大曼荼羅を完成せられたのが我が日蓮聖人である。これ宗祖が常に『佛滅後二千二百二十余年之間、一閻浮之内未曾有之大曼荼羅也』と讚文を添へらるゝ所以である。されば佐渡遠流に依てかゝる本門の三秘を弘通すべき導師、上行再誕たることを發得せられたる宗祖は、佐渡第一書たる富木入道殿御返事に

去十月十日に付せられ候し入道、寺泊より還し候し時、法門書き遣し候き、推量候らむ已に眼前也。佛滅後二千二百余年月氏漢土日本一閻浮提の内に、天親龍樹内鑑冷然、外適時宜云々、天台伝教は粗ぼ釈し給へども、之を弘め残せる一大事の秘法を、此国に初て之を弘む、日蓮豈非其人一乎  
と述べ、開目鈔には勸持品の色説に寄せて上行の再誕なる所以を明かにし、

一念三千の法門は法華經本門壽量品の文の底にしづめたり、龍樹天親知てしかもいまだひろいださず、但我が天台智者のみこれをいだけり

と釈し、本尊鈔には大曼荼羅の相貌を述べ了つて

此等の佛を正像に造り画けども、未だ壽量の佛有さず、末法に來入して始此佛像を出現せしむべき歟と念釈せられ、新尼御前御返事には新尼に曼荼羅を授与せられて

此御本尊は教主釈尊五百塵点劫より、心中にをさめさせ給ひて、世に世現せさせ給ひても四十余年、其後又法華經の中にも迹門はせずして、宝塔品に事をこり、壽量品に説き顯し

等を説き、日女御前御返事には

爰に日蓮いかなる不思議にてや候らん、竜樹天親天台伝教等だにも、頭はし給はざる大曼荼羅を、末法二百余年の比はじめて、法華弘通のはたじるしとして顕し奉るなり、是全く日蓮が自作にはあらず、多宝塔中の大牟尼世尊分身の諸佛すりかたぎたる本尊也

等とも述べ給へる如く、竜樹天親は勿論、天台伝教も未弘の末法始頭の大曼荼羅とは、宗祖弘通の法華本門所顕の大曼荼羅である。

かゝる曼荼羅は若し宗祖の相承より見れば、釈尊上行日蓮と次第する内相承の上のものであるが、宗祖は法華経の上に於ては内相承に立つ本門の外に、天台傳教に由漸する外相承をも認められて居るが、曼荼羅の儀相に於ても上述の如く、常に真言亡国と批判せられた密教に全く負ふ所なしとはいひ得ないものがある。併し古来の宗学上には何等の説を見ないが、曾て法華誌上(二三の四)金沢本理性院血脈に就て述べし如く、この血脈に依れば宗祖は、小野流醍醐派第十九代理性院賢覚の後、才廿四代真空より理性院才廿五代の相承が伝へられ、中山宝蔵の五輪九字秘釈の奥書に『建長三年十一月廿四日戌時了、五帖(条)之坊門(富小路西南坊)ヨリハ南、富小路ヨリハ西』等に文は、右の消息を裏書するものと見ゆるのみならず、昭和定本の初に見ゆる保田妙本寺の不動愛染感見記に

自二大日如来一至三日蓮二廿三代嫡々相承、建長六年六月廿五日、日蓮授新仏

等の相承は、理性院血脈と共に宗祖に真言の相承のありしことを証するものである。併し宗祖がかゝる相承を常に述べられなかつたのは、真言の空海等は法華を第三戲論、理同事勝等と貶せるが故であらう。

法華經の行者を以て任じた宗祖は、その宗とする法華經の弘通に就ても、天台に對して相承に内外の別を分つのみならず、像末理事の別を立つるに就ては、五綱の教判に立ち滅後三時の弘通を明かにし、四菩薩造立鈔に

本迹二門の淺深、勝劣、傍正は時と機とに依るべし、一代聖教を弘むる時に三あり、機もて爾也、仏滅後正法の始の五百年は一向小乘、後の五百年は權大乘、像法一千年は法華經の迹門等也、末法の始には一向本門也

等と一代聖教を三重に配当して、昔迹本を以て正像末に配し、本尊鈔、下山鈔等に依れば、正法の初の小乘は迦葉阿難、次の五百年の權大乘は竜樹天親、像法一千年の迹門は天台傳教、末法の本門は自らの弘通となし、若し当時諸宗中禪淨土真言等は方等部權大乘に撰し、無間、天魔、亡国の法として之を貶したのである。

翻つて之を上述の曼荼羅の上に就て見るに、真言三部中大日經、金剛頂經所顯の胎金兩部曼荼羅は、これ方等部權大乘たる昔教の所顯であり、不空の儀軌の法華法曼荼羅は、迹門宝塔品の儀相に依る故に、天台の法華懺法の經卷本尊並に擬然の伝通緣起に見る鑑真造立の唐招提寺の多宝塔を上壇に安置する三重の戒壇、弘仁三年傳教大師の法華三昧院の『多宝塔一基、内安多宝佛像及妙法蓮華經（開山親書）』の本尊等と共に迹門の所顯に相等し、蓮華三昧經の別釋の無量寺決定如来乃至上行等を中胎八葉に配する曼荼羅は、一往本門の所顯に撰すべきであるが、併し眞の本門本尊とは本尊鈔に『我等已心釈尊五百塵点乃至所顯三身無始古佛也』等と説ける如く、生佛同体十界具足の大曼荼羅で『今本時娑婆世界、離三災二出三四劫二常住淨土、佛既過去不滅未來不滅、所化以同体、此即已心三千具足三種世間也』と説ける如く、壽量品所顯の十界常住を本体とする故に

迹門十四品未説之、於法華經内一時機未熟故歟、此本門肝心於南無妙法蓮華經五字、佛猶文殊藥王不付屬之、何況其已下乎、但召三地涌千界説八品二付屬之。其本尊為躰本師娑婆上宝塔居空、塔中妙法蓮華右經左釈迦佛

多宝佛、釈尊脇土上行等四菩薩、文殊彌勒等四菩薩眷属居末座、迹化他方大小諸菩薩、萬民処大地如見雲閣月卿、十方諸佛処大地上、光迹佛迹土故也  
 等と釈されたるが本門大曼荼羅の相貌である。

今上述の如き昔迹本三重の曼荼羅に就て見るに、一樣に金胎両部の三重坦の様相に依ることは、観智儀軌は勿論、擬然が唐招提寺の戒坦に就て『所立戒坦有三重壇、表菩薩三聚淨戒一故』等と釈し、真言に依れば仏又は如来部、菩薩又は蓮華部、金剛部の三部より成り、宗祖の大曼荼羅以前は佛部を中心とする、平面的三重壇であつたが、我が本門の大曼荼羅は首題を中心とし最上部が佛部、才二壇文殊普賢乃至諸天等を菩薩部、鬼子母神、十羅刹女、天台伝教、天照八幡乃至二明王、四天王等を第三金剛部とする。前の昔迹の曼荼羅に対すれば、立体的曼荼羅といふべきであらう。而してかゝる昔迹本の相違は、第三重中胎八葉九尊に相等する諸尊の上に之を判すべきである。即ち胎藏界観智儀軌、三昧経の両釈、宗祖の大曼荼羅の上に見れば明かであるが、古来我が大曼荼羅に於ても、建治、弘安の儀相に就て再治未再治の論のある如く、文永建治の遺文曼荼羅の上には昔胎の遺影が全然無い訳ではない。今宗祖以前の昔胎の曼荼羅と、宗祖の文永中平賀の二十枚継、建治元年十一月(元身延、遠沾亨師模写才八図)等の佛部に就て見るに次の如くである。

	(位置)	(胎藏)	(儀軌)	(総釈)	(別釈)	(文永)	(建治)
東南	普賢	藥王	普賢	全	無辺行	全	全
東北	觀音	彌勒	全	全	上行	全	全
南方	華開敷	妙音	宝性	無辺行	善徳	胎大日	

東方	寶幢	文殊	阿闍	上行	胎大日	善徳
中胎	大日	多寶 釈迦	全	無量壽 如来	多室 首題 釈迦	全
西方	無量壽	無尽意	無量壽	淨行	金大日	分身
北方	天鼓音	普賢	天鼓音	安立行	分身	金大日
西南	文殊	常精進	文殊	全	淨行	全
西北	彌勒	觀音	觀音	全	安立行	全

右の諸尊に見る如く、胎藏界の中尊の大日外の八尊は四方は大日、四維は法華。三昧経の中胎の二佛外の八尊は四方は金剛頂、四維は法華の如く顕密合様であり、儀軌は迹門中心の二佛八菩薩、三昧経の別釈の中胎は『妙法蓮華久遠実成如来、本来多宝塔中湛然常住』といへば、正しく本門所顯の無量壽如来、四方は本化、四維は迹化の八菩薩である。若し宗祖の曼荼羅も佐渡始顯等を始め文永建治のものは、中胎を首題とすれば四方に二佛善徳分身、四維に本化の四菩薩が八葉八尊に相等するが、若し右の文永建治の曼荼羅は、兩部大日と結経の善徳分身を四方、本化の四菩薩を四維に配すれば、首題即ち本佛宝号と境智の二佛とは総別兼奉の中胎本佛と解する、九尊の形相と解すべきである、建治に至つても尙ほ胎藏の中胎八葉の形相の遺存することを見るのである。かく兩部大日が正しく胎藏界の四方の二佛に相等することは、文永十一年の法華取要鈔に釈尊と諸佛と因位の不同を明し、次に

又以三果位論之者、諸佛如来或十劫百劫千劫已來過去佛也。教主釈尊既五百塵点劫已來妙覺果滿佛。大日如来、阿彌陀如来、薬師如来等、尽十方諸佛我等本師教主釈尊所從等也。天月萬水浮是也、華嚴經十方台上毘盧遮那、

大日經金剛頂經兩界大日如來、宝塔品多宝如來左右脇士也、例如<sup>二</sup>世王兩臣<sup>一</sup>、此多宝佛壽量品教主釈尊所從也  
と述べ、報恩抄も亦兩部大日を多宝佛の所從等と述べたのは覺禪鈔の法華法の下の本尊異說事の文に『凡秘法習用<sup>二</sup>  
本尊<sup>一</sup>有<sup>二</sup>重々淺深<sup>一</sup>、或觀音、或不動、普賢。又塔多宝釈迦、或兩尊、或兩部大日也』(佛全<sup>四</sup>、<sup>二</sup>三)等の文、に先の  
靜然の行林抄等の説に依られたものであらう。

上掲最上坦の九尊に就て見るに矢張上偈行林抄の『中台八葉台藏界也』は胎藏界の昔、儀軌並に三昧經の総釈は共  
に迹、宗祖所顯は本と曼荼羅の上に昔迹本の相違は明かである。若し三昧經の別釋は本門開顯の意に依るも、八葉  
に二門の菩薩を配する故に、宗祖所顯とは全く別劣である。況んや多宝佛の所從たる大日を中尊となす兩部が、迹門  
の曼荼羅に劣ることは明かである。されば會谷鈔には

不空三藏還渡<sup>二</sup>天台<sup>一</sup>捨<sup>二</sup>真言<sup>一</sup>、來<sup>二</sup>臨於漢土<sup>一</sup>建<sup>二</sup>立天台於戒壇<sup>一</sup>、兩界中央本尊置<sup>二</sup>於法華經<sup>一</sup>等是也

等と不空の儀軌の曼荼羅を天台の戒壇に撰して迹門の曼荼羅と解せられるも、撰時鈔には儀軌の無量壽如來の真言に  
就て、無量壽を彌陀の別号と解し『壽量品を阿彌陀佛とかけるは大僻見なり』と貶し、若し本尊問答鈔には末代の本  
尊は、壽量所顯の本佛宝号即ち『法華經の題目を以て本尊とすべし』となし、法師品の經卷 涅槃經の法、天台の法  
華三昧の法華一部等の本尊と共に、儀軌の二佛を掲げて

此は法華經の教主を本尊とする法華經の正意にはあらず、上に挙ぐる所の本尊は、釈迦多宝十方の諸仏の御本尊、  
法華經の行者の正意なり、乃至此御本尊は世尊説きおかせ給ひて後、二千二百二十余年が間、一閻浮提の内にいま  
だひろめたる人候はず

等と述べられて、本門八品の儀相たる大曼荼羅を以て、末法の本尊と定められたることは本尊鈔に『來<sup>二</sup>入末法<sup>一</sup>始此



仏像可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>出現<sub>一</sub>歟』並に報恩鈔に『一閻浮提一同に教主釈尊を本尊とすべし』等と述べられたる如く、末法の曼荼羅は真言兩部、儀軌天台等の昔迹に勝るゝ、本門所顯大曼荼羅なる所以を明にせられたのである。

### 三

かく宗祖が寿量所顯の教主釈尊を中尊とする曼荼羅を以て末法の正意となし、佛滅後二百二十余年未有の讚文を以て之を明にせるは、『然我実成佛已来無量無辺』等と塵点実成を明かにし、又『於是中間我說然燈佛等』と説き、大日彌陀等を悉く釈尊の垂迹所從と説けるに由来するのである。而して上述の曼荼羅に於ける昔迹本の興廢は、全く寿量所顯の法中論三の法身佛と迹門始覺の釈迦並に大日彌陀等と相對して判するものである。かゝる法身佛と始覺の釈迦等と簡ぶために、その宝号の首題を以て顯はし、妙法曼荼羅供養には『此曼荼羅は文字は五字にて候へども、三世諸佛の御師』と釈し、本尊鈔には大曼荼羅の相貌を説いて『如<sub>レ</sub>是本尊在世五十年無<sub>レ</sub>之』と説き、新尼御前御返事には、『此の五字の大曼荼羅』といひ、日女御前御返事には『天台妙樂等だにも顯はし給はざる大曼荼羅……塔中大牟尼世尊分身の諸佛すりかたぎたる本尊也』等と、宗祖は常に曼荼羅即本尊、本尊即曼荼羅の意を以て解されるのである。

由来曼荼羅の語は真言密教に出で、方田等に区劃せられたる地域の壇に、衆生が聚集し集団するの義である。故に大日經疏四には

夫曼荼羅者名爲<sub>二</sub>聚集<sub>一</sub>、今以<sub>二</sub>如来真実切徳<sub>一</sub>集<sub>二</sub>右一処<sub>一</sub>、乃至十世界微塵數差別智印輪圓輻湊、習<sub>二</sub>輔大日心王<sub>一</sub>、使<sub>二</sub>一切衆生普門進趣<sub>一</sub>、是故説爲<sub>二</sub>曼荼羅<sub>一</sub>也（三元、六六）

と見ゆる如く、如来真実の功德集たる故に差別の衆生が輪圓輻湊し、佛陀の慈光に依て悉く佛果の浄土を具現する

の意である。右の『普門進趣』とはこれ妙樂が『一身一念遍於法界』と説き、宗祖が『所化同体』と釈せらるも亦同意である。又真言に於ては本尊に普門一門の別を分ち、諸種の修法即ち彌陀法、藥師法等に於て、各々彌陀藥師を以てその本尊とするが、大日を本地諸佛を垂迹となし、垂迹の諸尊を本尊とするは一門の本尊、大日法身を普門の本尊説くが、若し本門開顯に依れば大日彌陀等は悉く一門の本尊、寺量品の仏を以て普門の本尊と呼ぶべきである。古來本尊に本来尊重、根本尊崇等の義の存するは全く右の意に依るものである。かゝる意に依れば寺量開顯は諸經諸宗の一門の本尊を統括したる普門の開顯であり、且つ一切衆生をして普門進趣せしめたる所化同体の本尊なる故に、本門觀心一体の本尊である。阿沙婆鈔、覺禪鈔等も曼荼羅と本尊を同義に解するが眞実同義ではないのである。かゝる所化同体教觀一体の本尊のみ眞の普門本尊で本尊即曼荼羅と解し得るのである。これ日女御前御返事に曼荼羅の相貌を説き終つて『妙法蓮華經の光明にてらされて、本有の尊形となる是を本尊とは申す也』とも、草木成仏口決に大曼荼羅を以て『当世の習そこないの學者、ゆめにもしらざる法門也』等と説ける如く、宗祖の大曼荼羅こそ眞の曼荼羅即本尊、本尊即曼荼羅と呼び得るのである。これ宗祖が常に本尊と曼荼羅とを同義と解せらるゝ所以である。

故に首題即ち無作三身の宝号を以て顯はさるゝ中尊は、若し本尊義よりは根本尊崇の本尊であるが、諸法実相鈔に『釈迦多宝の二佛と云ふも用の佛也、妙法蓮華經こそ本佛にては御座候へ』等と見ゆる如く、佛界の二佛も尙ほ体の本佛の用とすれば、他の九界は勿論悉く用で、体用一門普門の上に輪田具足十界常住の大曼荼羅を成するのである。而して二門開顯の十界田具常住の意に依れば、曼荼羅勸請の諸尊は独り法華文上に見ゆる諸尊に限定する必要ない故に、文永建治の交に兩部大日を始め、才六天魔王、千眼天王、摩訶首羅、因陀羅王等が見え、又最初より不動愛染の二朋王、広目、増長の二天王、並に龍樹、天親、天台、章安、妙樂、修禪、寂光等三国の人師、天照八幡等の諸神の勸

請を見たる所以である。就中二明王は建長六年の感得に由来し、国神の勧請は安然の普通広釈の広願の文に『天神地祇衆』等（七四、七七）と見ゆる由来するものであらう。

今現存の御真蹟の曼荼羅に依て諸尊勧請の変遷に就て見るに、勿論佐前にも一遍首題はあつたのであるが、遠流當時の所謂佐渡百幅の一遍首題に起り、間もなく二明王、釈迦多宝の二佛、四菩薩等が次才に加へられ、文永十年の所謂佐渡始頭の頃粗ぼ諸尊が整備し胎蔵界の中胎相等に首題（本門）二佛（迹門）に依る本迹体用始本二覺の中心が奠定せられ、諸尊に於ても文永よりは建治、建治よりは弘安と次第に整備せられ、広義の開顯の意に依る諸尊も、法華中心に次第に純化せられ、文永建治の交の両部大日善徳分身も除かれて上壇は二尊（用）四士、中壇に於ても文殊普賢の次の彌勒（右）葉王（左）は何故か位置を替へ、常に右方が一二尊多い左右の諸尊も次才に省略せられ、人師も後には天台伝教のみとなり、四天王は儀軌の梵漢（東漢、三梵）に依る、右の東南左の西北も弘安以前には位置、名称の梵漢不定も三漢北梵に統一せられ、且つ弘安元年花押の変化等に依て全く分量所顯の大曼荼羅に純化せられたことは古来再治未再治の論ある所以である。是等の詳細なる相違に就ては、先年本誌第廿二号儀相研究に諸山の御真蹟二四、亨師模写の一九、御本尊写真鑑の一三、御形木四、計六〇舗に亘つて、これを文永を練鷹期、建治の整備期を前後、弘安の完成期を前後の五期に分ち、諸尊の配列を悉く表示して、各時代に於ける諸尊勧請式を明にしたが、これに依て曼荼羅の御執筆時代を容易に知り得ると同時に、坐配に依て真偽の判定等も容易に知ることが出来るのである。

然るに去る昭和廿七年四月廿八日、千葉市長洲町の立正安国会の片岡随喜氏が、全国に亘つて現存の宗祖真蹟を蒐集し、実に百二十三舗が在来のコロタイプ版に勝るゝ勝妙版に依て、一紙曼荼羅の実物大に印刷し、御本尊集と称して目録と共に山中喜八氏に依て編集刊行せられたことは、誠に悦びに堪えない所である。全集の内容は時代別に文永

一二、建治二一、弘安七七幅を年月順に編し、目錄には一御顯示年月日、二御讚文、三御授与、四先賢添書、五幅尺、六通称、七現在宝蔵に亘つて詳細に記録し、備考段には遠活亨師の模写御本尊写真帖、妙宗先哲本尊鑑を始め、聖伝古記録に亘つて考証せられて居る。依て我等は重ねて是等全体に就て、現存の御真蹟、確實なる模写並に御形木に亘つて、宗祖の曼荼羅の全貌を明にせんとしたのが本篇である

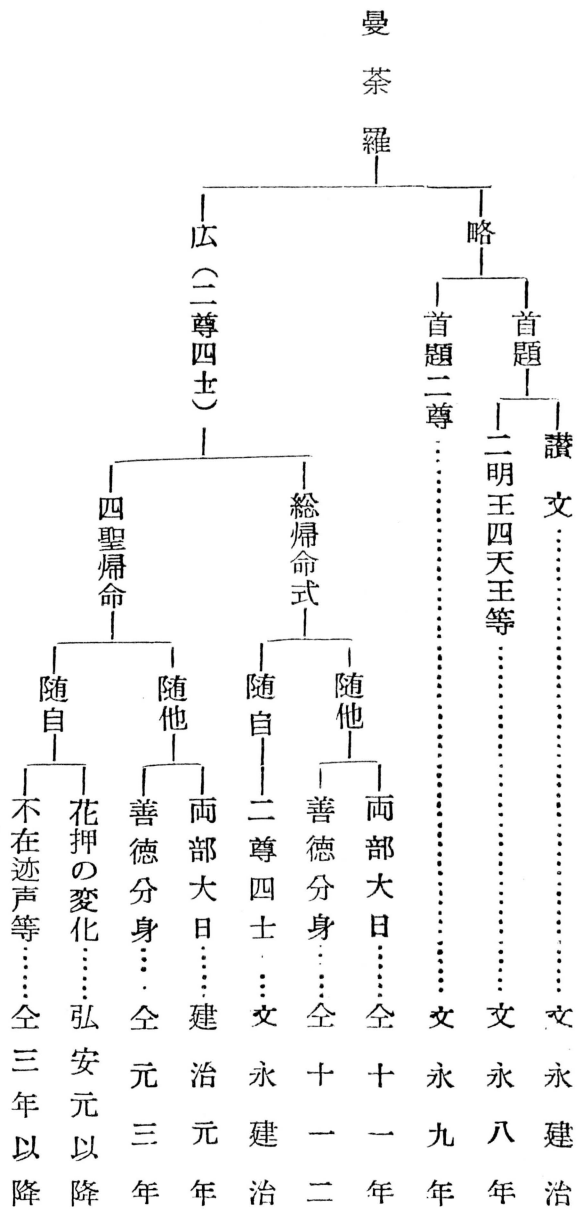
右の如く現存御真蹟は粗ぼ御本尊集の一二三、更に本誌廿二号に発表の六〇に就て見るに、御本尊集と重複するもの文永建治に各三、弘安に二六、御形木四、計三六を除いた二四、右の外遠活亨師模写二八中先般割愛したもの九、その中文永に撰すべき阿仏房への二と、弘安元年日頂授与の三は御本尊集と重複、その他中文永十一年十一月の同日三幅、並に同年十二月(面三、四、一、七)と此年に撰すべき二佛四菩薩のみ(面三、五、四)と唯一の紺紙金泥(面二、三、一、二)の六模写、御形木四中本誌前表三二は新會に真蹟存せし故除き三の、計三三と御本尊集の一二三を合して一五六幅を数へることが出来る。その中御本尊集になき三三の中御形木の三、先哲御本尊鑑の法華經寺の釋子日家授与の模写、京都本國寺の日顯授与、妙覺寺の日澄母尼授与、本法寺の沙彌日識(表二五、二六、二八、三九)の四、亨師模写の法華經寺日永授与の十一枚継(表八)一、所在不明の日行日興等授与(表七、一六、三二、六〇)の四と、御本尊集と重複を除いた粗ぼ二二幅は、曾て身延山宝蔵に在したが明治八年御遺文七十二篇と共に烏有に歸したのである。

#### 四

上述の如き粗ぼ一五六幅に就て、本誌廿二号の如き勸請表を試みたが、煩雜は勿論であるが該表最初の文永十年七月八日の佐渡始顯(模写)以前に就ては、御本尊集第一は文永八年一月九日依智に於て認められた、立本寺蔵の揚子

本尊と呼ぶ一遍首題で、才二京都妙蓮寺藏九年六月十三日佐渡御作、首題の外二佛二明王（面一、三五〇、九五）勸請のものは第七の頂妙寺藏迄は同様である。第八の本土寺藏（面一、三一〇〇）に至つて、右の二佛二明王の中間に右の南無智積十羅刹、左に普賢、文殊、鬼子母神を加へ、才九佐渡妙宣寺の十八枚継（面五、二八三、四〇）には上掲諸佛の外上段に二佛の外十方分身、遍十方佛、四菩薩、右に舍利弗、迦葉、迦旃延、目連、須菩提、左に大梵天王、釈提桓因の勸請を見たのである。第十揚子本尊は首題の右に日月衆星、左に四大天王のみの略本尊に次で佐渡始顯となるのである。

佐渡始顯に於て諸尊は粗ぼ整備し、爾來の曼荼羅に於ける時代的の著しき変遷に就ては先に述べた如くであるが、諸尊勸請の具略は面積の大小等に依て随宜に図示せられた様である。若し著しき変化は文永期の総歸命、建治以後の四聖歸命であるが、若し讚文に於ける単複並に二十三十の相違、花押に於ける弘安期の変化の二点に就ては後に述べんとするものである。諸尊座配等の相違等は本誌廿二号の附図と殆んど同様なる故に、全体に亘る図表は今回は割愛することにする。若し是等の儀相に就ては、近頃山中喜八氏は大崎学報一〇二号於て、首題中心（二門）と二尊四士具足に総歸命（二門）と四聖歸命、更に四聖歸命中分身諸佛の在不（五門）の大別四類、細別九門、細分百二十八種に見る如く、同類のものは極めて少数である。我等は先に練磨、整備二期、更に大別に文永、建治、弘安の三期、更に建治、弘安前後二分の五期に分つたが、併し全体を一往時間的に分類することは出来るが、併し必ずしも時間的に分類出来ないものがある。故に今は二尊四士の中心に就て、先づ広略に分ち、略を二尊在不の二類、廣を先づ総歸命、四聖歸命の二類に分ち、更に二類の下前者二門三類、後者を二門四類、即ち各随自随他の二門に分ち、両部大日と善徳分身を随他、二尊四士を随自となし、花押の変化、薬王彌勒の変位を後の随自とし、更に迹化声聞並に経疏の讚文の有無等に依て二類に分ち、都合十類に分つたのである。即ち



以上の中略は且らく措き、広中の随他は自ら練磨期、随自を以て整備期即ち本門の大曼茶羅の完成と見るべきであらう。

以下更に右一五六幅に就て総括的に、先づ執筆年次、授与道俗、素材法量、真蹟所在等に就て述ぶるならば、先づ執筆年次に見るに文永三一(年次なきもの一五)建治三一(全上二)弘安九四(全上五)計一五六を更に各年に細分すれば

- 文永八年(一) 九年(七) 十年(二) 十一年(一二) 十二年(九)
- 建治元年(一〇) 二年(一五) 三年(六)
- 弘安元年(一二) 二年(二二) 三年(三五) 四年(一七) 五年(八)

に見る如く弘安三年の三五幅が最高であるが、これが宗祖の御建康等に関係したことは、建治三年六月頃より御病惱となり、弘安元年の秋頃一時恢復されたが、四年七月頃より再発せられたる事情も考慮すべきである。

次に先づ授与の道俗に就て見るに、道場の安置或は集団的のものに特定の授与書のないのが当然であるが、全体中授与書の記入なきもの七六、有るもの八一であるが、これを道俗に類別すれば左の如くである

沙門(二〇)、天目(二)、日与、日照、日門、日頂、日目、日向、日法、日永、日華、日昭(以上集)

日家、日顯、日寿、日行、日命、日用、日興(以上集外下全)

沙彌(四) 經一丸、日德、妙識(以上集) 日識

比丘(四) 日賢、日弁、乘蓮、日法

比丘尼(九) 妙心、日符、日佛、日寒、日妙、日嚴、持円、持淳(以上集) 日澄

優婆塞(一二) 日専、日長、日田、日仰、日安(妙海寺)、日久、日安(妙覚寺)、藤原清正、全広宗、全日

生(以上集) 大学亮重佐、日載

優婆夷(二) 源日教、一妙

俗(二三) 日頼、日眼、吉清、日安、日円、藤原国貞、日肝、日重、日目、資光、日大、日春、真慶、摩尼女

日常、守常、守綱、真永、近吉、安妙、日専、日金、不明(以上集)

童子(三) 龜若、龜姫、福満

不明(四) 磨滅等に依る不明のもの

以上の如くであるが、六老僧の長老日昭は曼荼羅の授与書には最初日照とあり、天目と共に両度の授与があつた様で

ある。当時本尊の授与は容易でなかつたことは、大尼御前に対して

日蓮重恩の人なれば扶たてまつらなために、此の御本尊をわたし奉るならば、十羅刹定めて偏頗の法師とをぼしめ  
されなん

と終に授与せざりしに徴して明かである、

才三に素材と法量即ち紙絹と面積に就てであるが、素材は紙が通途で絹は希である中、佐渡始願は絹地であつたことは、亨師が『絹地巾二尺六寸一分、長五尺八寸二分』と記されるに依ても明かである。その他現在京都妙満寺の文永十一年天目授与(面。五、八二。二、六二)、要法寺の弘安元年頃(二、七六。一、三三三)の二幅と、身延焼失の建治二年九月(三、八二。二、九二)、弘安二年日載授与(二、二五。一、三三三)等があつたが、最小のものでも三枚継、最大のもは十八枚継に相等するのである。若し紙本としては一枚三枚継が最も多いのは、適當の法量のためであらうが、最大のものには大小二十八枚継がある。即ち法量の種類は左の如くである

一枚 四九(長一、五〇 幅一、〇〇前後)

二枚継 九(長二、五〇 幅一、三〇前後)

三枚継 六〇(長三、〇〇 幅一、五〇前後)

四枚継 三、妙伝寺(三、八五。一、四五)新曾妙願寺(四、二三。一、八二) 京都妙願寺(三、八三。

一、五二)

六枚継 一、藻原寺(四、二〇。一、五二)

八枚継 一、玉沢妙法華寺(四、四〇。三、二五)



十枚継 二 本圀寺（五、〇四、三、二）鎌倉妙本寺（五、三三、三、三九）

十一枚継 一 元中山法華経寺？亭写

十二枚継 一 玉沢妙法華経寺、（六、三二、三、五九）

十八枚継 一 佐渡妙宣寺、（五、一八、三、四〇）

二十枚継 二 平賀本土寺、（六、二五、三、七〇。）元身延、（五、八九、三、七三）

大小廿八枚継 岡宮光長寺、（八、〇五、四、一一）

かくの如く、個人授与は一紙三紙が多く、若し六枚以上のものは概ね道場安置であつたことは、玉沢外藻原寺、本圀寺、法華経寺、妙宣寺、本土寺、身延、光長寺等、何れも由緒ある諸山に存せしことに依ても知ることが出来る。以上は何れも絹紙墨書であるが、遠沾亭師模写中に『紺紙金泥古損、巾一尺八寸二分、長二尺七寸二分、外依紙有之』と添書せる一幅がある。勧請式は首題二佛四菩薩、文殊、普賢、彌勒、藥王、二明王のみが下部に金泥の青蓮華が画かれ、文永頃の勧請式と拜せられるが、『裏書元和元年乙卯孟秋修補日遠』とあるが或は身延御入山当初道場安置のものかとも考へらるゝが、紺紙金泥のもあつたことは明かであらう。

才四に現在の曼荼羅の所在であるが、御本尊集一二三幅を地方別に見れば

山中、京都 三九。千葉 一三。静岡 一〇。佐渡 七。鎌倉 六。山梨、岡宮 各五。東京 玉沢 各四。  
所在不明各三。富士、滋賀、堺、埼玉、尼ヶ崎 各二。

三条、大坂、佐賀、桑名、和歌山、市川、高知、香川、熊本、横浜、愛知、福井、大村、各一、

右の如くであるが、其の他に焼失等三十内外を見るのである。右今日の所在に依て古来よりの宗勢一斑を窺ひ得る如

く、京都中心に三九他の記録と合して粗四十を数ふことは、これ彼地が往年諸本山の集団であつた盛事を物語る一史料である。身延の如きは現に僅一幅のみであるが、往年の二十余幅存在の記録は、棲神の道場として当然のことであらう。又静岡は玉沢、岡宮、富士等を合すればこれまた二十内外となるが、彼地は宗祖晩年に於ける有力なる壇那の集団なりしことが考へられ、千葉も藻原、中山、市川を合して同様に考へらるゝのである。以上の中授与の道俗の大半は、全く宗祖と如何様の因縁ありしか不明の個処は、これ等を対象として当年の子檀に就て一層の研究を要することを痛感するものである。

## 五

以上曼荼羅の勸請並に授与を廻つての総括的研究を述べた故に、以下讚文に就てその一斑を見よう、讚文の最初は平賀本土寺の文永十年頃の本尊で、本尊鈔に受持譲与を明して、經文に寄せて十界常住を説き最後事觀決定を証するに妙楽輔行の理觀決定の『当知身土一念三千乃至一身一念遍於法界』の文を随義転用せられて居るが、右の同文を讚文とせられて居ることは、此の曼荼羅と本尊鈔との關係も考へられるのである。次には佐渡始願であるが、上段は首題二佛、善徳、分身、四菩薩、中段は右に文殊、彌勒、梵天、日天、輪王、修羅、左に舍利弗、桓因、月天、竜神、天照、八幡、下段は右に前五刹女、天台。左に鬼子母神後五刹女伝教、四天、二明王の総帰命式で、讚文には菓王品の『此経則為乃至不老不死』の文に次で

文永八年(大才辛未)九月十二日、蒙<sub>二</sub>御勘氣<sub>一</sub>遠流<sub>二</sub>佐渡国<sub>一</sub>、同十年(大才癸酉)七月八日<sub>二</sub>凶<sub>一</sub>之、此法華經大曼荼羅佛滅後二千二百余年、一閻浮提之内未<sub>二</sub>曾有<sub>一</sub>之<sub>二</sub>日蓮始<sub>一</sub>凶<sub>レ</sub>之、『如来現在、猶多怨嫉、況滅度後』法華弘通之故有<sub>二</sub>留難<sub>一</sub>

事佛語不<sub>レ</sub>虚也

等と大曼荼羅圖頭の由来が明記せられて居る。

若し翌年六月天目授与の妙満寺蔵絹地には、譬喩、法師、安樂行品の三文と釈籤の一文の経疏四文のみで、宗祖の讚文は缺くが、同年七月藻原寺の六枚継には『甲斐之國波木井郷於<sub>二</sub>山中<sub>一</sub>図<sub>レ</sub>之』と執筆の地を明記し、勅請は前二幅より稍詳細で、梵釈に無量世界、天照八幡に大日本國と冠らせ、始めて天熱提婆、未生怨阿闍世並に竜樹天親をも列ね、その讚文は

大覺世尊入滅後二千二百二十余年之間、雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>經文<sub>一</sub>一闍浮提之内、未<sub>レ</sub>有大曼荼羅也、得意之人察<sub>レ</sub>之の一文のみを記し。同年十二月保田妙本寺の三枚継にも山中図之に次で

大覺世尊御入滅後、經歷二千二百二十余年、雖<sub>レ</sub>爾月漢日三ヶ國之間未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、此大本尊或知不<sub>レ</sub>弘<sub>レ</sub>之、或不<sub>レ</sub>知之、我慈父以<sub>二</sub>佛智<sub>一</sub>隱<sub>二</sub>留<sub>一</sub>之為<sub>二</sub>末代<sub>一</sub>殘<sub>レ</sub>之、後五百歲之時上行菩薩出<sub>二</sub>現<sub>一</sub>於世<sub>二</sub>始宣<sub>レ</sub>之

等と見ゆる如く、御入山当初には未だ一定の讚文なく、滅後三国未有を右の如く表現したのである。然るに文永十二年四月の京都妙伝寺、堺妙国寺蔵等の讚文に至つて

佛滅後二千二百卅余年之間、一闍浮提之内未有大曼荼羅也

等と簡結の成語となり、爾來常に同一の讚文が用いらるゝに至つた様である。

右の如く曼荼羅の讚文には右の宗祖自讚の三国未有の文に、上掲の経疏の文を使用せられるものとの二種であるが、前者は必ず讚文として用ゐられて居るが、後者は不定といふより時折使用せられたのである。故に前者を通過、後者の経疏の文を別途の讚文と分ち、上掲の御本幅集並に記録の一五六幅中讚文の有無通別並に重複等に就て之を見るに

無讚文 二三(集一六) 模 六)

単通讚 二十 五三(集四三、 旧表一〇)  
三十 五七(集四四、 旧表一三)

単經疏 一一(集)

複讚文 二十 四(集二、 旧表二)  
三十 九(集七、 旧表二)

計 一五六(一二三) 三三)

右の中複とは通別両讚を併用する場合であるが、弘安元年に花押も変へられ、三年頃からは全く經疏の讚文は見えなくなつたことは、此の頃古来所謂再治又は随自と呼べるゝ如く、大曼荼羅が粗ぼ完成したものであらう。

若し通讚文の二十三十であるが、若し宗祖の遺文中に佛滅年代を判然述べられたのは、次の諸篇で

文永十年 (波木井鈔) 二千二百二十二年

建治二年 (報恩鈔) 二千二百二十五年

弘安元年 (妙法尼鈔) 二千二百二十七年

これは古来通途の周書異記に依るもので、二千二百一十余年は時国鈔一篇のみであるが、大数に寄せて二百余年、二百二十余年、二百三十余年の三種も何れも数篇を数へることが出来る。若し確實に二十余年は文永九年後、三十余年は弘安五年以後である。併し大曼荼羅の讚文に於ては、文永年間に既に三十余年と記し、建治三年に二百余年が見え、二十余年に至つては建治元年より三年、弘安元年の末、頃並に三年初頃にも使用せられて居る。古来本尊資料等に二

十三十を弘安前後の別となし、曼荼羅様式の再治未再治、本意の顕未顕、或は随自随他（一、三、三〇、三二、三九）等の分別となすことの、必ずしも当たらないことは、遺文に於ても亦同様である。故に今遺文讚文に於ける二百、二十、三十余等の三種の表現に就てこれを見れば次の如くである。

即ち文永元年の月水鈔、南条鈔、同八年の富木入道殿御返事、九年の開目鈔、祈禱鈔は二千二百年とするが、十年は佐渡始顯以前の故に且らく描き、文永十年の妙法曼荼羅供養、本尊鈔副状、顯佛未來記、富木殿御返事、同十二年三月の曾谷入道殿許御書は二千二百二十余年に作り。若し曼荼羅に於ては十年の佐渡始顯、十一年七月の藻原寺藏、十二月の保田の妙本寺藏等何れも二十余年に作つて居るが、文永十二年四月の上掲京妙伝寺、堺妙国寺、鎌倉妙本寺佐渡妙宣寺の四幅は三十余年に作つて居る。その後には遺文、讚文平行して、二百余年、二百二十余年、三十余年等と随宜に記述せられて居る様である。建治元年の撰時鈔には三十余年を見るが、同年の法蓮鈔、二年の単衣鈔御振舞鈔等は、元年十月の新曾妙顯寺曼荼羅より同三年九月に至る御本尊集一四、旧表一二の粗ぼ二十六幅は二十余年に作り。建治三年の初心成佛鈔、並に同年十月京都本能寺、本圀寺並に旧表一六の三幅は二百余年に作る。若し建治三年当時二百年に作つたとすれば、曼荼羅中にもその後二百年に作つたものがない故に弘安元年九月の妙法尼御返事二年五月の宝輕法重事は建治三年に系けるべきである。弘安元年四月京都立本寺藏より同二年九月和歌山蓮心寺藏に至る三三幅中、元年十月本圀寺、二年二月中山浄光院の二幅のみ二十余年と作り、他の集一六旧表一三の二九幅と元年七月の千日鈔、九月の四条鈔、本尊問答鈔は三十余年に作り、二年十月の聖人御難事、並に同年同月の新曾妙顯寺藏より十一月に至る六幅は二十余年に作り、弘安三年二月初旬の堺妙国寺等の四幅は三十余年、同年二月の真圓弘法寺藏より三年六月迄の粗ぼ三〇幅は二十余年、三年十二月の四条八幡鈔並に同年八月光長寺藏より五年八月所在

不明の日興授与（表六〇）の粗三十幅は三十余年に作つて居る。

二〇〇余年—建治三（三）

三

二二〇余年—文永十一（三） 建治元—三年（二六） 弘安二年一〇月（六）

弘安三年二月（三〇） 六五

二三〇余年—文永十二（四） 弘安元—二年（二九） 弘安二年一月（四） 弘安三年六月—五年（三〇） 六七

かくの如く二十余年、三十余年は、必ずしも建治、弘安の年次の相對ではなく、随つて曼荼羅の様式とは直接關係はないのである。即ち遺文讚文に於ける三様の年代的表示は、法華經の末法相應なる所以を時間的に表示したもので、啓蒙講師が遺文に見ゆる佛法東漸年次の表現に就て、『若過若滅皆存大數』（啓八、五七。二八、一〇一）と會釋せる如く大數を以て末法の表示したもゝなることは、大曼荼羅寶鑰秘決に『本尊之中弘安三年已前、二千二百三十余年者、年紀不正當祇以三大途記之』（資料二、三四二）と會し、什門の日達は諷誦抄に蓮祖一代顯本尊二故、約蓮祖已前未曾有文旨一、或二十或三十書之歟、若過若滅皆存大數、何若滅可論少數乎とは先の兩義を綜合したる會釈で、全く本門三秘の殊勝の表現に外ならぬのである。随つて三種はともあれ二十三十の二種は隨時意巧に依て用ゐられたものであらう。

若し別途の讚文たる經疏の文には、凡そ次の十九文を見るのである。

一、無量義經 四十余年未顯真實の文

二、方便品 世尊法久後、要當說真實の文

三、譬諭品 今此三界、皆是我有、其中衆生、悉是吾子、而今此處、多諸患難、唯我一人、能為救護の文

四、法師品 若於二劫中、常懷不善心、作色而罵佛、獲無量重罪、其有誑誦持、是法華經者、須叟惡加言、其福後過彼の文

五、全 我所說經典、無量千萬億、已說今說當說、而於其中、此法華經最為難信難解の文

六、全 而此經者、如來現在、猶多怨嫉、況滅度後の文

七、宝塔品 妙法華經 皆是真実の文

八、安樂行品 一切世間、多怨難信、先所未說、而今說之の文

九、壽量品 余失心者、見其父來、雖亦欲喜問訊、求索治病、然與其藥、而不肯服の文

一〇、全 是好良藥 今留在此、汝可取服、勿憂不差の文

一一、神力品 以要言之、如來一切所有之法、如來一切自在神力、皆於此經、宣示顯說の文

一二、藥王品 此經則爲 閻浮提人、病之良藥、若人有病、得聞此經、病即消滅、不老不死の文

一三、如來性品 諸佛所師、所謂法也、是故如來、恭敬供養、以法常故、諸佛亦常の文（一二、三八七）

一四、病現品 世有三人、其病難治、一謗大乘、二五逆罪、三一闍提、如是三病、世中極重の文（全四三一）

一五、梵行品 譬如一人、而有七子、是七子中、一子遇病、父母之心、非不平等、然於病者、心則偏重の文（全四八一）

一六、積 籤 已今当妙、於茲固迷、舌爛不止、猶為花報、謗法之罪、苦流長劫の文（三下七九左）

一七、文句記 有供養者 福過十号、若惱乱者 頭破七分の文（一〇四二）

一八、輔 行 当知身土、一念三千、故成道時、称此本理、一身一念、遍於法界の文（五三二〇左）

一九、依憑集 謗者開罪於無間、讚者積福於安明の文（全二、六〇四）

以上の十九種で開經傳教の各一文法華經の十一文、涅槃並に妙樂の各三文で、何れも經釋中の名文中の名文で、文永十一年頃の平賀本尊に輔行の一文を用ゐられしより、全十一年妙滿寺本尊に譬喻品等の別讚の五文、建治二年四月の玉沢

の本尊に通讚と薬王品等別讚の五文、全年九月身延焼失の薬王品の外、前と異なる別讚の五文、弘安元年八月海長寺本尊に通讚の外妙楽、伝教の二文、全年十月の二十八枚継等岡宮の二幅に、右の外法師品の一文が加へられたる等が、別讚の比較的多数用ゐられたものであるが、弘安三年の本圀寺本尊の今此三界が別讚の最後のものである

右の別讚に就て見るに中心讚文に依て、且くこれを譬喩品系、薬王品系、妙楽等疏文系の三類に分つことが出来る。今煩雑を避くるため上掲経疏配列を番号を以て示し、曼荼羅を示すに御本尊集は単数字、旧表は( )を以て御執筆の年次を番號に依て、三系統の分類を示さば次の如くである。

一、譬喩品系		三							
	五、六、八……一六	……							
	……				28	29	66	90	……
	……								11 (妙満寺)
二、薬王品系		一、二、七、一一……一三							
	二〇、二二	……	(1)	(2)	38	39	40	47	49
	九、一〇……一四、一五	……	……	……	……	……	……	……	……
	……								37 (現玉沢)
	……								15 (元身延)
三、疏文系		一〇、一七、一八							
	……	……							
	……								
	……				59	53	54	(57)	60
	……								61
	……								67
	……								57
	……								65 (岡宮二)
	……								8 (本土寺)

六

最後に曼荼羅の芸術的面に就て見るに、密教の曼荼羅は両部は勿論觀智儀軌も、皆彩色を以て画かれたる繪曼荼羅



である。併し密教にも種子を以て画かれたる法曼荼羅があるが、宗祖の文字曼荼羅は見様に依ては法曼荼羅に暗示を得たものとも考へられる。かく絵曼荼羅から文字曼荼羅となつたことは、像法順縁の多造塔寺時代は既に去つて、末法逆縁の鬪諍時代となり、従つて時代的に簡素化せられざるを得なかつたことからでもあらう。況や開宗早々留難重疊の砌文字曼荼羅は、後の広布の折の莊嚴道場の設計書ともいふべきであらう。これ後世二尊四士の造像を見たことに徴して明かである。併し曼荼羅は單なる設計書でなく、信念の対象なる故に文字の羅列ではなく、中央の首題の如きは日女鈔に『妙法五字の光明にてらされて』と見ゆる如く、自ら佛陀の大悲の加被を光明点を以て表現し、四方に四天王を大書し、就中両側の二明王下部の花押等は莊嚴の意を加味して梵字を用ひ、曼荼羅としての芸術的要素は充分に觀取することが出来るのである。後世本尊論資料等に見る光明点等に関する種々に口伝は全く此の事實を物語るものである。

先づ二明王の勸請に就て考ふるに、全く法華經に無きにも拘らず、これを勸請されたのは近くは建長六年の感得に由来するも、恐らく宗祖修學当時真言で行はれたる二明王の一門呪習に由来するものであらう。今日に於ても両密共に日常行事に、大日真言を誦する前には必ず、先づ愛染の根本印呪と不動の慈救呪の真言を唱ふる風習があるが、先づ愛染印呪を唱へて衆生本有の欲染煩惱を直ちに真淨菩提心となし、次で慈救呪に依る本不生智に住して、欲染に動せざる堅固の菩提心たらしめんがため、朗門の二明王勸請を煩惱即菩提、生死即涅槃を表すとは此の意である。又愛染は本門の隨緣真如、不動は迹門の不變真如で、本迹二門境智定慧を表す等々種々の釈を見るに至つたものである。何れにせよ二明王を不動の猪哈 *Har. 愛染の乳母* *Har.* の梵字の種子を以て表し、両側に勸請せるは曼荼羅の芸術的表現に由来するものである。



今宗祖の法華經の行法たる題目は、行法の形式としては念佛に類似して居るが、念佛が称名となる如く単に彌陀名号と解すると異り、經の題目なると同時に真言の意の存することは、開目鈔に方便品、四論玄義記、吉藏疏、玄義、大智度論等を引用して具足の義を釈成し

妙法蓮華經と申すは漢語也、月氏には薩達磨分陀利伽蘇多攬と申す、善無畏三歳の法華經の肝心真言に云、乃至此真言は南天竺の鉄塔の中の法華經の肝心の真言也。此真言の中に薩哩達磨と申すは正法なり、薩と申すは正也、正は妙也、正法華妙法華是也。又妙法蓮華經の上に南無の二字ををけり、南〇經これなり

と釈し、本尊鈔にも同一諸文を引き『私加ニ通ニ如レ黯ニ本文』と述べて、直ちに受持護与を説き、報恩鈔には『一部八卷の肝心、亦復一切經の肝心』、日女鈔には『五種頓修の妙行』と説ける如く、題目は若し単なる經題にあらずとすれば、釋尊の因行果徳具足の真言と解し得るのである。宗祖は天台の一念三千觀を像法過時、去曆時食と貶して唱題即觀に飛躍するためには、加持的に佛所護念の一念信解を止揚しなくてはならぬ。二明王の勸請や、花押に大日の種子を用ゐられたことに、何等か関連した意味があるのではなからうか。加持とは願教では佛所護念の意に外ならない。

若し花押に何等かの意味ありとすれば、題目より寧ろ曼荼羅との連關を考へなければならぬ。宗祖は法華經の行者を以て任する故に、曼荼羅は上述の如く昔迹本の興廢を経た、本門觀心の大曼荼羅である。故に讚文には三国未有と述べて居るが、題目行を唱題即觀と主張しつつ、事觀といひ事の一念三千等と天台述語を捨て去れざる如く、建治に至るも尙二部合論に立つ兩界の大日を留め、上段は維然胎藏中台八葉九尊の形相を留めて居る。文永建治の交に常に鑿字即ち金剛界大日の種子を用ゐられたことは、曼荼羅の形相に自ら兩部合成の意を留めたものであらう。故に法華二門開願の意を兩部合成の意に寄せて願したことは、静念の行林抄才十五に觀智儀軌の本尊に就て

抑此法本尊師説不同、或云無量壽決定如来、或云釈迦、或云普賢、此等之中正所伝受如何。私云師云法花大旨曼荼羅意、專以<sub>三</sub>釈迦<sub>二</sub>可為<sub>三</sub>本尊<sub>一</sub>。所以者何、於<sub>三</sub>法華經<sub>二</sub>為<sub>三</sub>能説教主<sub>一</sub>。於<sub>三</sub>曼荼羅<sub>二</sub>為<sub>三</sub>中台尊<sub>一</sub>。豈闍<sub>三</sub>此佛<sub>一</sub>求他尊哉と儀軌の本尊を釈迦となし、更に行法に就て

問、今軌行法兩部合説云々、其意如何。答、師伝云台藏金剛兩部法印、是法華本迹二門也、台藏迹門即理界也、金剛本門即智界也、理界智界名<sub>レ</sub>依<sub>三</sub>法華本迹二門<sub>一</sub>也（正七六、一二七）

等と見ゆるに依ても明かである。然るに弘安以後に至つては、古来再治と呼べるゝ如く、上述行林抄に二佛を胎藏定印金剛智印となし、『或曼荼羅如<sub>レ</sub>此繪<sub>レ</sub>之、是等皆存<sub>三</sub>兩部兼顯之意<sub>一</sub>歟』等と見ゆる如く、兩部の大日は勿論、善徳十方に依る胎藏八葉の形相を全く捨て、純法華本門所顯の曼荼羅となすに至つた故に、建治時代に残れる兩部合成、兩部相對の意を捨て、花押も兩部不二の法身たる一字金輪の大日の種子勃嚙を以てし、始めて顯密超過の法華本門の大曼荼羅の意を表したものではなからうか。これ綱要師の所謂『破<sub>三</sub>彼三密<sub>一</sub>立<sub>三</sub>此三秘<sub>一</sub>、廢<sub>三</sub>彼兩部小曼荼羅<sub>一</sub>顯<sub>三</sub>此十界大曼荼羅<sub>一</sub>』等といへる如く、宗祖弘通の本門三秘妙行は顯密超過の行法なるが故である。若し花押の空点が鍵形より蕨形への変化に就ては、書き馳るにつれて絵画的芸術味が、何時しか加へられたものであらう。

翻つて思ふに従来宗門に於ては、常に本化別頭を標榜、宗祖は天台伝教を外相承の師と仰ぎ、曼荼羅の讚文にも『三國未有、或知不<sub>レ</sub>弘<sub>レ</sub>之』等と遊さるるにも抱らず、承継等を悉く無視し、別頭とは全く別種のものゝ如く解するが、併し宗祖が常に天台伝教等を知て弘めずとは、難修雜行を知つてといひ、専修易行の意を弘めず解すべきであらう。宗祖は真言の阿闍梨でもなく、天台の座主でもなく、「一同に他事を捨て、題目を唱へよ」と叫ばれた、閻浮提才一の法華經の行者であられたのである。